

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 日 )

令和 3 年 9 月 22 日 (水曜日)

---

### 議 事 日 程

令和 3 年 9 月 22 日 午前 9 時 30 分 開議

#### 1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 80 号 大山町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 81 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 82 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 83 号 大山町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第 84 号 財産の処分について (大山町所子地内土地建物)
- 日程第 6 議案第 85 号 令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 86 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 87 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 88 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 89 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 90 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 91 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 92 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 93 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 94 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 95 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 96 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 97 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 98 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 20 議案第 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 100 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 22 議案第 101 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 102 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 103 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 104 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 105 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 106 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 請願第 1 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願書
- 日程第 29 陳情第 7 号 新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援の要望
- 日程第 30 発議案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 31 決議案第 1 号 観光・商工業務に係る機構改革を求める決議の提出について
- 日程第 32 議員派遣について
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 35 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 36 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 37 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

---

欠席議員（なし）

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸  
副町長 …………… 小 谷 章 総務課長 …………… 金 田 茂 之  
財務課長…………… 井 上 龍

---

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長(米本 隆記君) おはようございます。

9月定例会最終日となりました。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第80号

○議長(米本 隆記君) 日程第1、議案第80号 大山町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第81号

○議長(米本 隆記君) 日程第2、議案第81号 大山町農業者トレーニングセンター多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 82 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 82 号 大山町中山温泉館及び生活創造館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 82 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 83 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 83 号 大山町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 83 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 5 議案第 84 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 84 号 財産の処分について（大山町所子地内土地建物）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 85 号～日程第 20 議案第 99

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 85 号 令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 20、議案第 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 15 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。令和 2 年度決算審査特別委員長、門脇輝明議員。

○令和 2 年度決算審査特別委員長（門脇 輝明君） 議長。

令和 2 年度決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

報告書を朗読させていただきます。

令和 3 年 9 月 6 日、令和 3 年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による令和 2 年度決算審査特別委員会に付託された令和 2 年度一般会計及び各特別会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告いたします。

事件名は、議案第 85 号 令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまでの 15 件でございます。

事件の内容は、令和 2 年度各会計歳入歳出決算の審査でございます。

令和 2 年度各会計歳入歳出決算の特徴について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、特別定額給付金事業補助金などにより、合併後最大の決算額となった。

一般会計決算は、歳入総額 138 億 8,033 万 1,000 円に対し歳出総額 133 億 8,082 万 3,000 円で、歳入歳出差引き額 4 億 9,950 万 8,000 円であった。翌年度へ繰り越すべき財源は、経営持続化支援事業や雪害園芸施設等復旧対策事業などを翌年度に繰越したことにより、1 億 1,881 万円となり、実質収支は 3 億 8,069 万 8,000 円の黒字となった。

歳入について、徴税収入は、対前年度比 4,671 万 9,000 円減の 15 億 8,804 万 3,000 円となっている。法人税 2,192 万 8,000 円の減、固定資産税 2,634 万 9,000 円の減が、主な要因となっており、新型コロナウイルス感染症対策としての納税猶予などが影響している。

地方交付税は対前年度比 1 億 9,065 万 9,000 円増の、50 億 725 万 1,000 円となっている。合併算定替措置は終了したが、社会福祉費等の基準財政需要額の増加による普通

交付税 1 億 9,040 万 6,000 円の増が主な要因となっている。ふるさと応援寄附金は微増の 4 億 1,465 万 1,000 円となった。

ふるさと応援基金の総額は、令和 2 年度末残高 4 億 3,757 万 3,000 円となっている。町債は、対前年度比 1 億 4,130 万円増の 8 億 8,860 万円となっている。保健福祉センターだいせん空調改修事業、中山中学校大規模改修工事の実施による増などが主な要因となっている。

国庫支出金は対前年度比 22 億 9,926 万 9,000 円増の 29 億 324 万 7,000 円となった。特別定額給付金事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの皆増が主な要因となっている。

県支出金は対前年度比で、3 億 2,291 万 5,000 円減の 12 億 8,000 万 1,000 円となった。畜産酪農収益強化整備等特別対策事業補助金の減などが主な要因となっている。

歳出について、総務関係では、人件費は対前年度比 5 億 6,408 万 8,000 円増の 21 億 8,268 万 3,000 円となっている。これまで物件費として計上されてきた嘱託・臨時職員賃金等が会計年度任用職員報酬等の人件費として計上されたことなどが主な要因となっている。

物件費は対前年度比 4,211 万 2,000 円増の 23 億 3,291 万 5,000 円となった。嘱託・臨時職員賃金が皆減となったが、中山清掃センター解体事業の実施や、「ありがとう。大山みんな応援券」発行事業の実施が主な要因となっている。

民生関係では、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金は 16 億 630 万円。給付率 99.7%であった。

教育関係では、小規模保育所の整備事業が完成した。ゼロ歳児の入所が増えているが、一定地区に集中しているように見える。家庭保育給付金と入所者数の関連性について、検討を求める声があった。

農林水産関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、農作業機械の購入補助などを行った。また、道路交通法の改正により、農耕トラクター運転のための大型特殊免許の取得補助を行った。

観光関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客減少の対策として、町民向けの宿泊や体験事業のモニターツアーを行った。新型コロナウイルス感染症対策関連の事業申請等の対応では、ワンストップで申請受け付けが出来なかったなど、機構改革により分業された「観光」と「商工」の連携などが円滑に進んでいない状況が随所に垣間見られた。

特別会計では、国民健康保険診療所は 3 か所とも赤字となり、今後も注視が必要である。併せて、地域医療維持と診療所の在り方を検討するように求める声があった。

農業集落排水事業では、上野末吉地区集約工事が完成し、公共下水道事業では、大山浄化センターの長寿命化対策工事が完了し、ストップマネジメントを策定を終え、実施に移っていく。

風力発電事業は、地方債の償還が完了している。基金積立てを継続しながら、今後の解体等事業を検討することとなる。

温泉事業では、近年、入浴者は安定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比大幅な減となっている。

宅地造成事業では、ナスパルタウンは残り 4 区画となったが、住宅未建築区画が 12 区画ある。

索道事業は、雪に恵まれたシーズンであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業エリアが縮小した。歳入の減少により一般会計や索道事業基金から繰入れを行い、指定管理納付金収入は得られなかった。

なお、住宅新築資金等貸付け事業の貸付金の回収、農業集落排水事業・公共下水道事業・水道事業における使用料の見直しなど、会計の健全化に特に留意する必要があると声があった。

4. 審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 15 議案について、分科会方式により、令和 3 年 9 月 7 日、8 日、9 日、10 日、13 日の 5 日間審査を行うとともに、9 月 17 日に、委員全員で審査を行った。

その結果、付託された 15 議案全てを認定すべきものと決した。

5. 附帯意見、令和 2 年度末の未収金は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり町税等(町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)で約 2 億円余り及び各種使用料等(町営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、開拓専用水道給水料、農村集落排水分担金及び使用料、公共下水道分担金及び使用料、水道使用料)で約 3 億円弱となっている。

これは、本町自主財源年額のおよそ 2 割近くに相当する額で、従来も回収の努力は認められるが、時効を迎えるものもあり、担当課ごとの努力だけでは限界もある。関係各課が連携をより一層強化して、回収がより進捗するよう尽力されたい。

以上、報告を終わります。

○議長(米本 隆記君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 85 号 令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(10 番 大森 正治君) 議長、10 番。

○議長(米本 隆記君) 10 番 大森議員。すいません、反対討論ですね。

はい、どうぞ。

○議員(10 番 大森 正治君) 私は、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算について反対討論をいたします。

昨年当初からの世界的なパンデミックのために昨年度決算は、新型コロナウイルス感染症への対策に終始した1年間でした。国、地方自治体挙げての対策が行われました。大山町においても、住民の命と暮らし、営業を守るために、国庫支出金のみならず、町の一般財源も投入しての大山町独自の様々な事業を含め、積極的なコロナ対策が行われてきました。

それによって、コロナ感染者を出すことなく、町民の命と健康を守ることが出来、町民の暮らしと営業を持ち堪えることが出来たと評価するものであります。

また、一連の子育て支援策、学校教育環境の整備や充実、町民の福祉の向上を目指す事業が多々あり、私は評価いたします。

しかし、毎回討論しておりますように、同和対策関連事業は、以下の点に以下の点において認めることが出来ません。

同和問題、部落問題、その解決の課題は、端的に言えば、部落差別の解消、そして同和地区と地区外の格差解消、その2点にあると言えます。両者とも、社会問題としては基本的に既に解消していると考えます。

まず、部落差別の解消においては、かつて存在した結婚差別、あるいは就職差別、これは今や状況が一変しております。このことは、地区内に配置されている相談員の相談内容に部落差別に関したものは無いという点からも立証されております。同和地区を理由にした就職差別は、今や存在しないと言ってもいいでしょう。結婚差別については、大山町内においても、地区内外の婚姻は進んでおり、ほぼ解消していると言っていいのではないのでしょうか。結婚出来たとしても、実家や親戚との交流を断たれるという話がありますけども、こういうときにこそ、町に設置してある人権擁護委員が間に入って、解決に向かうことが求められているのではないのでしょうか。

もう一つの地区内外の格差解消についてはどうでしょうか。いまだに同和地区だけを対象にした事業として、給付制の進学奨励資金事業、新規学卒者への就職支度金給付事業、固定資産税の減免、同和地区の児童生徒のみを対象とした地区進出学習会、そして町内三つの同和地区に対する地区活動費補助金事業、これらが残されております。これらは、経済格差、教育格差があった時代には、差別解消のために必要だったでしょうが、地区内外の格差がなくなってきていると推測される今の時代にあっては、必要かどうか、大いに疑問です。

今や格差は、同和地区特有のものではなく、新自由主義のもとで、一般的に広く格差が拡大していると考えたほうが適切であり、地区内に課題があるとすれば、それは、一般施策の中で、解決していけばいいのではないかと考えております。

同和地区と地区外をいつまでも分け隔てする同和対策関連事業は早く完了して、同和地区も地区外もない対等平等なまちづくりが、今こそ求められております。

よって、私は旧態依然とした同和対策関連事業を持つ一般会計決算は認定出来ません。



以上、反対討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長、13番。

○議長（米本 隆記君） 13番、吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

先の決算特別委員会の報告にありまして、分科会審査を経て、委員全員で審査を行い、認定すべきものと決しました。議会の意思は尊重されるべきと考えます。

先ほど、反対討論に立たれた議員の方の同和対策関連事業についてですが、差別はなくなった、同和問題についてだけ言われております。

しかしながら、今の状況として、ネット差別は深刻であります。今日の毎日新聞にも出ておりました。ネットの地名総鑑的なものが出ておまして、これに対して裁判が起こされております。

そして、同和対策事業についてですが、学習会の問題というものは、いつ差別に出会うか分かりません。全くゼロではないわけです。そういう子供たちのために正しい歴史を勉強させて、きちんと対峙できる、そういう子を育てる、それが第一であります。いずれは、学習会全体が、全ての子供が人権問題で学習するというのも可能性はあると思います。ただいまのこの決算を否定する話にはなりません。

また、固定資産税ですけれども、減免も今では、4分の1になり、1家庭で、年間5,000円、平均そのぐらいの金額になっております。ただ、今も、建物、土地の評価、価格が低い現状を考えまして、この状況にあると思います。

また、同和対策関連事業のほとんどは、人件費であります。人権セミナーでは、同和問題も取上げ、そして男女差別、障害者差別、ハンセン病、在日韓国の問題等幅広く研究され講師を研究して取上げられております。そういうことで、職員さんも頑張っておられます。ぜひ先の討論された議員さんも議員セミナーも出かけてみてください。

というわけで、私たちは、この決算を何も瑕疵があると思っておりません。そして、この同和対策事業の是非はですね、今現在、結婚問題で悩んでる人がいる、そういうことも実際にあります。結婚問題も、部落の中に恋愛で結ばれて、親の同意を得た人もおられますが、親戚に至ってはなかなか難しい状況です。ですのでこういう対策事業の費用というのは、差別をする人のための事業であり、同和対策事業については、そういう差別をする人をなくすための努力を私たち議会もすべきと考えております。

以上、決算審査については、全ての事業が役場の職員さん全体の努力で、何とか行われたということを私は申し上げたいと思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番、岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） 私は、令和 2 年度一般会計歳出歳入歳出決算認定について賛成討論をいたします。

先ほど、決算審査特別委員長の報告がございました。これに賛同するものでございます。

令和 2 年度一般会計決算では、新型コロナウイルス感染症対策として、町民の命と暮らしを守るため、苦境に立っている町内宿泊事業者や飲食事業者の支援事業、水産事業者や集落営農そして小規模農家支援、学校給食補助や新生児子育て世帯支援、町民の生活も守るための定額給付金や子育て世帯の臨時特別給付金、さらには、G I G A スクール環境整備など、様々な施策を実施しています。

そして、中山中学校大規模改修、小規模保育所建設、小中学校情報通信通信ネットワーク施設整備などを実施し、教育環境向上を図っています。さらに、畜産酪農収益力強化整備事業で、産業振興やこうれい上屋付き多目的広場整備、保健福祉センターだいせんや中山公民館の空調設備更新など、さらに道路新設など住民福祉の向上や生活環境向上を図っており、評価するものでございます。

同和対策事業は、学校差別がある限り同和多問題解決するために必要な施策について、適切に対応していくこととし、今後も同和行政を積極的に推進していくという確保という鳥取県の方針であり、大山町も基本的にこの方針だと思っております。

地区の住環境は劇的に改善され、かつてあったような劣悪な住環境が、差別的な偏見を目指すという状況はなくなってきています。しかし、教育終了、就労産業等で、解決すべき差別の実態が課題として残されています。また、結婚、就職における差別、差別発言や差別落書き、さらにインターネットを悪用した差別記載や身元調査のための戸籍謄本等の不正取得など、まだまだ差別は根強く残っていく。

インターネットに一度掲載された情報は、またたく間に拡散され、対応に苦慮している現状のようでございます。鳥取県が令和 2 年 5 月に行った無作為に選んだ県内 16 歳以上の男女 3000 名の調査結果でも、差別が存在することが数字として表れています。

かいつまんで申し上げますと、調査結果を申し上げますと、差別や人権侵害を受けた人、これよくある・たまにある 12.7%、よく受けたというところが 3%、合計 15.8%の方が差別や人権侵害を受けた経験者でございます。それから、結婚問題に対しては、同和地区出身者であることを理由に、反対することなど認められないとか、反対したい気持ちはあるが、反対してはいけないという方が合計 71.2%に上っておりますが、まだまだ反対しても構わない 4.7%。絶対に反対すべきだという人が 0.8%。5.5%もいます。そして、分からないという人も 21.1%。それから宅地購入なので、同和地区にあ

る場合どうすると思うかという問いに対しては、避けることはない・避けてはいけないということが 33.8%。避けるとか絶対に避けるという人が 22.9%、これらは、平成 26 年度調査よりも上昇しております。また、分からないという人が 41%もいらっしゃる。それから身元調査に対しては、相手のことを知るために必要だという方が 77.1%。場合によっては、身元調査をせざるを得ないという人が 39.4%。合わせて 46.5%が身元調査をしてもいいというような考えです。

以上のとおり、鳥取県が昨年 5 月行った調査でも、差別の実態は厳然として残っております。差別が残っている限り、問題解決するために、必要な施策について適切に対応していくという鳥取県の方針にのっとり大山町も続けていくべきと考えます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 86 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 86 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 86 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 87 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 87 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付け事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長のほうのとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 88 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 88 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 88 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 89 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 89 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 89 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 90 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 90 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案 90 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 91 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 91 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案 91 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 92 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 92 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 92 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 93 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 93 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 93 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 93 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 94 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 94 号 令和 2 年度大山町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 94 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 95 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 95 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 95 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 96 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 96 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 96 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 97 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 97 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 98 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 98 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は認定することに決定しました。

---

#### 議案第 99 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 99 号 令和 2 年度大山町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 99 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 99 号は認定することに決定しました。

---

#### 日程第 21 議案第 100 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 100 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 100 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 議案第 101 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 101 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 101 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 23 議案第 102 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 102 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 102 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 24 議案第 103 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 103 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 103 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 25 議案第 104 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 104 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 議案第 105 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 105 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 100 号は、105 号は原案のとおり決定されました。

---

#### 日程第 27 議案第 106 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、議案第 106 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 106 号は原案通り可決されました。

---

#### 日程第 28 請願第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、請願第 1 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、大杖正彦議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） はい。それでは、令和 3 年 9 月定例会経済建設常任委員会に付託されました請願第 1 号につきまして報告を申し上げます。

ただいま議題となりました請願第 1 号につきまして、経済建設常任委員会で 9 月 10 日に審査いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願第 1 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願書、コロナ禍の影響で米価格下落による農家収入の減少は、収入保険やならし対策などの制度が適用できます。政府の備蓄米買取は賛同できますが、市場に戻すとさらなる米価格下落を招く恐れもあります。

総合的に判断をいたしまして、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから請願第 1 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 委員会の中で、1人も賛成者がいなかったというのは、請願者として、非常に残念ではありますが、そこに理由として2点あると思いますけども、減収保険やナラシ対策などの制度を使ったらいいんじゃないかと。これぐらいの米価の下落だったらそれで補えるというような話ではないかと思えますけども、まずその1点について伺いますけども。これらについては、この保険ですね、私の知る限りでは、全ての農家に適用されるというものではなくて、ならし対策なんかは、認定農業とか集落営農など、要は大規模農家に適用されるという限定もありますし、収入保険にしても、いろいろと青色申告する人だけとか、掛金も高いとか、ハードルが高いように思うんですけどね。その点、小規模農家にとっては、非常にハードルが高いものだから、かなりならし対策とか収入保険に入ればよいということにならない。大部分を占める小規模農家、これを救済することにはならないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点については、どういう見解でしょうか。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番、大杖議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） ただいまの質問にお答えします。

一つには困窮してるのは、それ必ずしも農家あるいは第1産業だけではなく、ほかの産業にも、コロナ禍という特別な年、今年も続いておりますがそういう環境の中で起こったものであるということが一つと、市場原理に基づきますと、生産者は、需要に応じた生産量の調整といいますか、供給を心がけるべきと。例えばブランド米、人気米の生産であると、そういった努力も必要でないかというような議論もありました。補足の説明がありますので議長、委員の発言をしてよろしいでしょうか。

○議長（米本 隆記君） はい、許します。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長、8番。

○議長（米本 隆記君） 8番 大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） 委員長の答弁の補足を・・・

○議長（米本 隆記君） マイクを。

○議員（8番 大原 広巳君） 委員長の答弁の補足をしたいなというふうに思います。

委員会の中では、ならし対策あるいは収入保険についての当然意見が出まして、大森さんが言われますように、もちろん保険は条件があります。小規模農家の皆さん、青色申告をするってということが前提になってまして、全部の農家をカバーしてないということは多々あると思います。

でも、第1種兼業、第2種兼業を含めて、農業収益を持っておられる方はですね、やはり青色申告をして、この保険に入ってもらおうということがその事業を進める上で、農家全体を保険の枠に入れるってということで、大山町もこの3月の新年度予算の中で、ぜひとも、青色申告をして加入してくださいということで、補助金も一部出しております。

大森さん言われますようにですね、受給の減少に対しては、国も、飼料米、加工米等を含めてです、主食米の人口減によって、需給が落ちることを前提に主食米に近い価格で買い入れるように数年前からやっております。大山町も飼料米作っておられる方はたくさんおられると思います。

東日本の米の大きな産地は、本年度の作付もですね、飼料米はかなり増やしてですね、主食米を減らすほうにかじを切っております。備蓄米は、基本的に流通する量が減って、米の価格が高騰したときに、供出してある程度値上がりするのを抑えるっていうのは本来の目的でして、今回、コロナはやはり米の需給の減少以上に厳しいスピードで、米の需要を減らしていますので、今の政策だけで問題が解決するとは思いませんけども、委員の中には倉庫を建てて備蓄を貯めるよりは、アフリカなどに援助米として送る方向で考えたらいいじゃないかというような意見が出ました。これは国策の話です。

米が安くて、再生産にならない価格に陥ることが予想される中で、政権のほうも、何がしかの手は打ってくるのかなと思います。やはり米に頼らない、農家が収益を上げるように、いろんな作物にチャレンジするような方向で、農業政策は移ってきていますので、コロナのことがあるからということで、方向を変えるのはどうかなというふうな意見が大勢で、今回の委員長の報告のようになりました。

長くなりましたけど、以上です。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） コロナ危機だからこそ、コロナによる大暴落によって大農家かも危機的な状況になっているからこそ、緊急に政府が何か政策的な対応せというのがこの請願の趣旨だろうと思います。

具体的に3点あるわけですけどもね。保険に入ればいいのかというのはごまかしじゃないかなというふうに思いますし、それから次に言っておられます理由として、市場に戻すとさらなる米価格を招く恐れがあると。だからこそ2点目の請願の要求として、それを今コロナ禍で苦しんでいる人たちに、学生を含む、そこに低価格とかあるいは無料とか、そういうふうなところにも、放出したらいいというわけですよ。

先ほど始まる前にもちょっと議論があったんですが、それは法律改正せないけんじゃないかと。当然それも含む対策を政府に求めているわけです。そうすれば、米価、安定にも一役買うっていうことにもなっていくわけですから、その点についても、どうなのか質問したいです。もう1点ありますが、また後にします。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番、大杖議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） ただいま質問にありました2番の請願事項の中に、コロナ禍で発生した生活困窮者、学生などへの食料支援制度制などを欧米並みに創

設し、政府が支援することについては、質問の議員もおっしゃったように、法律改正を  
伴い、なかなか困難なことであるということの認識の上、例えばODEの支援として、  
食料難に悩む国への現物支給という形のことも考えられてこういうことが、支援内容と  
してあれば、考慮したという議論を行いました。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） と、いうことは、2番目の内容についても、これは賛成  
できるというふうに私は聞きました。

それから3点目にあります米余り現象の中で、外国米を輸入してる、いわゆるミニマ  
ムアクセス米を年間77万トン以上も輸入してるわけですが、これ大矛盾ですよ、日本  
の米政策というのは。しかもこのコロナ禍で大暴落を招く中で、それについて減らすと  
いうことをしないというのはおかしいじゃないかということですが、これについては議  
論はなかったですか。どういう議論があったんでしょうか。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番、大杖議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） はい。その件につきましては、議論の対象にな  
りましたけども、詳しくは委員によります大原議員の方から説明しますが、発言を求  
めます。よろしくをお願いします。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長、8番。

○議長（米本 隆記君） 8番 大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） はい。そうしますと委員長報告の補足を、3番目の点に  
ついて、補足説明します。

ミニマムアクセス米は、これは他国間の国の協議で、米の自由化を一定量制限する交  
換条件みたいな形で、日本が受入れた条約の他国間協議の結果でありまして、国内が需  
給が緩んだ、しまったということで数量が変わることではないというふうに思います。  
この今全世界的に、気候変動も一つあると思います。それから、当然パンデミックのコ  
ロナのこともあると思います。飼料の先物取引が高騰しております。そういうこともあ  
って政府の一部の人からは、もうちょっと飼料米という形で、少し買入れたがいいじゃ  
ないかという議論がこの頃ちょこちょこ出始めました。このミニマムアクセス米につ  
いてはですね、やはりみんなが、今の米、農政の前提にあることですので、これを排除す  
る、しないということは、国政レベルの話じゃないかなというふうに思います。

委員会の中ではそこまでの議論です。

○議長（米本 隆記君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 賛成討論です。

○議長（米本 隆記君） 賛成討論、どうぞ。

○議員（10番 大森 正治君） 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願に賛成討論をしたいと思います。

まず、コロナ禍の背景にして、昨年に続き、今年の生産者米価が暴落し、来年の価格も下落が容易に推測される状況の中で、米農家の存亡が危機にさらされるという事態にも関わらず、この請願が、経済建設常任委員会で満場一致、全会一致で不採択にされたということに対して私は、本当に紹介議員として驚きと怒りを禁じ得ないわけでございます。

今年の生産者米価の大暴落は全国的なものですが、鳥取県内でも同様な状況です。概算金について農協からの仮払金、これについてJA西部が昨年産を大きく下回る単価となりましたというふうに発表しましたように、1俵60キログラムがコシヒカリ一等米で、前年度比で2,800円の減で、1万600円なわけです。これは鳥取県の60キログラム当たりの米の生産費2万3,689円だそうです、その半分にもならない価格なわけです。仮に米100俵出荷したとすれば、100万円以上もの大赤字になりますよね。大規模農家ほど打撃が大きくて、小規模農家も含めて営農の危機にあると私は言わなければならないと思います。ですから、全国知事会でも、来年度予算の要望の中で、備蓄米の買入れ数量を拡充するよう求めているところなんです。

この農民運動連合会から出されました請願書は、一つ目として、市場に余っている米を政府が買いとり、市場から隔離して需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけるということ。二つ目に、それを利用して、コロナ禍による生活困難者や学生などへの食糧支援制度を欧米並みに、欧米はもうこれやってるわけですよ。この食糧支援制度、このコロナ禍の中で。欧米並みにつくって、そういう食糧支援制度をつくって、政府が支援をすること。それから三つ目として、国内消費に必要なない外国産米の輸入数量、これを抑制する、という3点を求めているわけです。これらは、コロナ対策として政府が取り組むべき当然の政策ではないかというふうに私は考えます。

大山町の基幹産業は農業です。そして、その中でも米というのは、基幹作物であります。皆さん、常任委員会で不採択であったわけですが、この本会議では、農家の切実な要求であるこの請願を採択しようではありませんか。以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次にこの請願に対して反対者の発言を許します。  
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

原案に対して賛成の方は起立願います。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

〔 「えっ、早い」「ちゃんと聞いてよ」「もう一度」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 言いましたよ。はい。

〔 「進行」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

すいません、ここで休憩したいと思います。

再開は10時55分とします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

日程第29 陳情第7号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第29、陳情第7号 新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援の要望を議題とします。審査結果の報告を求めます。

経済建設常任委員長、大杖正彦議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） はい。それでは、令和3年9月定例会経済建設常任委員会委員長報告を行います。

ただいま、議長よりお話のありました陳情第7号につきまして、経済建設常任委員会で、9月10日に審査いたしましたので、会議規則第95条の規定により、審査結果の報告をいたします。

陳情第7号 新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援の要望でございます。

コロナ感染第5波の影響が想像以上に長くなっており、町内の事業継続の難しさが鑑みられます。この陳情に対しては、アフターコロナの事業に大山町産の食材を活用するなど、他の産業と連携をとり、大山町の良さをアピールする体制づくり期待するものでもあります。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第7号 新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援の要望について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって陳情第7号は採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第30 発議案第4号

○議長（米本 隆記君） 日程第30、発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 杉谷洋一議員。

○提出者（杉谷 洋一君） 議長。

発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ここで提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって政府は、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、実効性のある支援と対策を講じるべきである。と考えますので、ここに発議いたします。

それでは意見書を読み上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社



会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日、鳥取県大山町議会議長 米本 隆記。

宛先は、以下のとおりでございます。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、内閣官房長官様、経済再生担当大臣様。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 31 決議案第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 31、決議案第 1 号 観光商工業務に係る機構改革を求める決議の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。決算審査特別委員長、門脇輝明議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。観光・商工業務に係る機構改革を求める決議の提出について、提案理由につきましては、決議案の内容と同じですので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

決議案第 1 号 観光商工業務に係る機構改革を求める決議の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

観光・商工業務に係る機構改革を求める決議。

令和元年度決算審査において、観光商工業務の統一を求める決議を提出し可決した。しかしながら、決議に対応した組織機構の見直しはその後も行われていない。

住民からは、コロナ対策で問い合わせした時にたらい回しにされたとの声も聞こえた。また、コロナ対策支援の対応を企画課と観光課の両方で対応したこともあり、二重行政との指摘もした。

商工会からは企画課と観光課の対応にそれぞれ担当者を配置したため負担が増加したとの声もあった。

さらに、検討されている大山観光局の DMO 化は、今後の観光・商工政策の中心的な取り組みになりうる。これを効果的、効率的に実施するためには観光と商工に関する業務を同一課で所管することが必要である。

このように本町の基幹産業である観光と商工は密接に結びつく必要があり、現状のままでは、それぞれの発展を阻害することも危惧される。したがって、本議会は、次のとおり町長に求める。

記。

1、検討されている大山観光局の DMO 化は、今後の観光商工政策の中心的な取組になりうる、これを効果的、効率的に実施するためには、観光と商工に関する業務を同一化で所管することが必要である。

さらなる観光商工業の振興のため、直ちに機構改革に着手されたい。

以上を決議する。令和3年9月22日、鳥取県西伯郡大山町議会、以上でございます。

○議長（米本 隆記君） これから、決議案第1号 観光商工業務に係る機構改革を求める決議の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第32 議員派遣

○議長（米本 隆記君） 日程第32、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、配付しております通り、11月22日に三朝町で開催される鳥取県町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣するものであります。お諮りします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第33～日程第37 閉会中の継続調査

○議長（米本 隆記君） 日程第33、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第37、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで、計5件を一括議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第75条の規定により、御手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。  
会議を閉じます。

令和3年第7回大山町議会定例会を閉会します。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様で  
した。

---

午前 11 時 12 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 大杖 正彦

署名議員 大森 正治

